

陸連 21 発第 5 - 2 号

2021 年 4 月 14 日

加盟団体理事長・専務理事様

協力団体理事長・専務理事様

公益財団法人日本陸上競技連盟

競技運営委員長 鈴木一弘

フィールド競技用シューズの TR5.5 適用除外措置について

2020 年 7 月 28 日付け発出の World Athletics による競技規則 TR5.5 の改訂に伴って、一部のフィールド競技用シューズにおいて競技会での使用が不可能になった（前足部の靴底厚は踵部のそれよりも厚くてはならないという規定）。このことに対して以下の理由から一部の競技会において主催者の判断で本規則を適用除外とすることを可能とする。

<理由>

- (1) 既に流通しており国内においても使用している競技者が多数いること。
- (2) 価格も高価で買い換えを強要することは競技者の負担になること。
- (3) 前足部の靴底厚を測定する際には、現状、他種目の靴底厚計測器を用いた場合、靴紐をほどくこととスパイクピンを取り除くことが必要になり、招集所等で長時間を要することになる。（大型キャリパーのような特殊な計測器具が必要になる）

<対象期間>

適用除外の期間は規格に準じた新たなシューズへの切り替えのための期間として 2023 年 3 月 31 日までとする。

<適用競技会>

日本中体連陸上競技専門部とその下部組織が主催・共催する競技会、全国高体連陸上競技専門部とその下部組織が主催・共催する競技会、日本学生陸上競技連合とその下部組織が主催する競技会、および各加盟団体の主催する競技会で主催者が適当と判断した競技会

<記録の取り扱い>

この適用除外に伴い、WA の規則に則らないため、アジア記録、世界記録、および地域、世界レベルの国際競技会への参加資格として採用できず、ワールドランキングの対象にもなり得ないため、国内でのみ通用する記録として取り扱うこととする。

つまり当該種目については WA への申請も行わず、国際競技会への参加資格とはならないことを参加者が了解する必要があるため、大会要項等に記載する必要がある。

<靴底厚確認作業>

この適用により招集所において、フィールド競技用シューズの靴底厚確認のための計測は不要である。

<参考>

TR5.5 靴底と踵

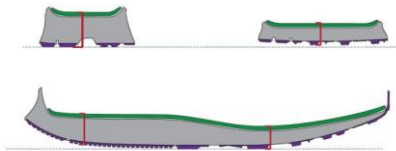
5.5 靴底（踵の下の靴底を含む）には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。靴底の最大の厚さは TR5.13 に定める。

〔国内〕

本規則について、2023年3月31日まで、主催者の判断で本規則を適用除外とすることを可能とする。

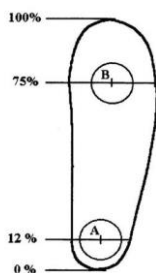
〔注意〕

i 靴底の厚さは、靴を履いていない状態で、前先の中心と踵の中心を、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部で地面に接する下面の間の距離として測定する。これには前述の構造、いかなる種類または形態の取り外し可能な中敷や用具や挿入物を含む。



ii 前足の中心は、靴の内部の長さの75%にある靴の中心点とする。踵の中心は、靴の内部の長さの12%にある靴の中心点とする。

標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (=26.5~27.0cm) の場合、前足の中心は靴の内側の背面から約203mmの位置であり、踵の中心は靴の内側の背面から約32mmの位置である。



iii. 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (=26.5~27.0cm) の靴底の厚さに基づいている。WA は標準的なサイズを超える靴には、同じメーカーと同じモデルの靴であっても標準サンプルサイズの靴よりも、わずかに靴底が厚いものが含まれる可能性のあることを認識している。このようなわずかな厚みの差は、これらの規則が遵守されているかを確認するという目的においてはこだわらない。

以上